

山武市告示第 59 号

山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自伐型林業者が安全かつ効率的な森林整備を進めるため、労働安全に資する装備若しくは機械又は高性能な林業機械を購入する費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、山武市補助金等交付規則（平成 18 年山武市規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐型林業者 山林所有の有無又は所有規模にかかわらず、森林の経営や管理を自らが行う自立自営的な林業を営む者で、かつ、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）を提出し、施業を継続的に行っていることを証明できる者をいう。
- (2) 労働安全装備品 林業労働の安全や衛生を確保するために必要な身に着ける装具をいう。
- (3) 労働安全機械器具 林業労働の安全や衛生を確保するために必要な道具及び用具等の機械器具をいう。
- (4) 高性能林業機械 従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化が図られ、かつ、身体への負担の軽減等性能が著しく高い林業機械をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する自伐型林業者であること。
- (2) 労働安全装備若しくは労働安全機械器具又は高性能林業機械（以下「備品等」という。）を購入し、市内の森林を整備すること。
- (3) 世帯全員が市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものは補助対象外とする。

- (1) 対象となる備品等の購入について、国等の他の制度による補助金又は助成金の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者
- (2) 法に基づく地方公共団体からの指導書等の命令を受けた者

(補助対象の備品等)

第 4 条 補助の対象となる備品等は、次に掲げるものとする。ただし、備品等の見積金額が 1 個当たり 1 万円以上のものに限る。

労働安全装備品	安全ヘルメット、安全ブーツ、安全ベルト、チェーンソー防護服、防護眼鏡（ゴーグル）、熱中症対策用品（ファン付き作業服）、林業用アシストスーツその他市長が必要と認める装備品
労働安全機械器具	チェーンソー、業務用無線機（主に作業現場用）、繊維ロープ（主に集材作業用）、オートチョーカー（主に荷掛用）、けん引具（主にかかり木処理用）、フェリングレバー、木廻しベルト、ハンドウインチその他市長が必要と認める機械器具
高性能林業機械	フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ、フォワード、タワーヤーダ、スイングヤーダその他市長が必要と認める機械

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において第3条に掲げる者が購入した備品等の経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施業場所の地図
- (2) 伐採届の写し
- (3) 見積書の写し
- (4) 世帯全員の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付をすべきものと認めたときは、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 交付決定前に購入した備品等は、補助対象外とする。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容の変更を必要とする場合は、市長に山武市自伐型林業推進モデル事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容の変更等を

承認したとき又は承認しないと決定したときは、速やかに山武市自伐型林業推進モデル事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）を補助対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象者は、補助事業を中止しようとするときは、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金取下書（別記第5号様式。以下「取下書」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下書の提出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第10条 補助対象者が規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日に属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金完了実績報告書（別記第6号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）納品書の写し
- （2）領収書の写し
- （3）備品等の写真
- （4）備品等を使用して森林を整備した状況を明らかにする写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けたときは、規則第15条の規定により、交付する補助金の額を確定し、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金額確定通知書（別記第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の通知を受けた者が規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者が規則第17条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付概算払請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者（以下「補助事業実施者」という。）は、補助事業により取得した備品等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助事業実施者は、補助事業により取得した備品等について、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金備品等処分承認申請書（別記第10号様式）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第11号様式）を補助事業実施者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、規則第18条の規定により補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、山武市自伐型林業推進モデル事業補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。